

和歌山県における 入院者訪問支援事業について ～自治体職員の立場から～

和歌山県 福祉保健部 福祉保健政策局
こころの健康推進課

主査(精神保健福祉士) 亀井 孝太郎



和歌山県PRキャラクター きいちゃん

内 容

1. 和歌山県の概要

2. 入院者訪問支援事業の捉え方

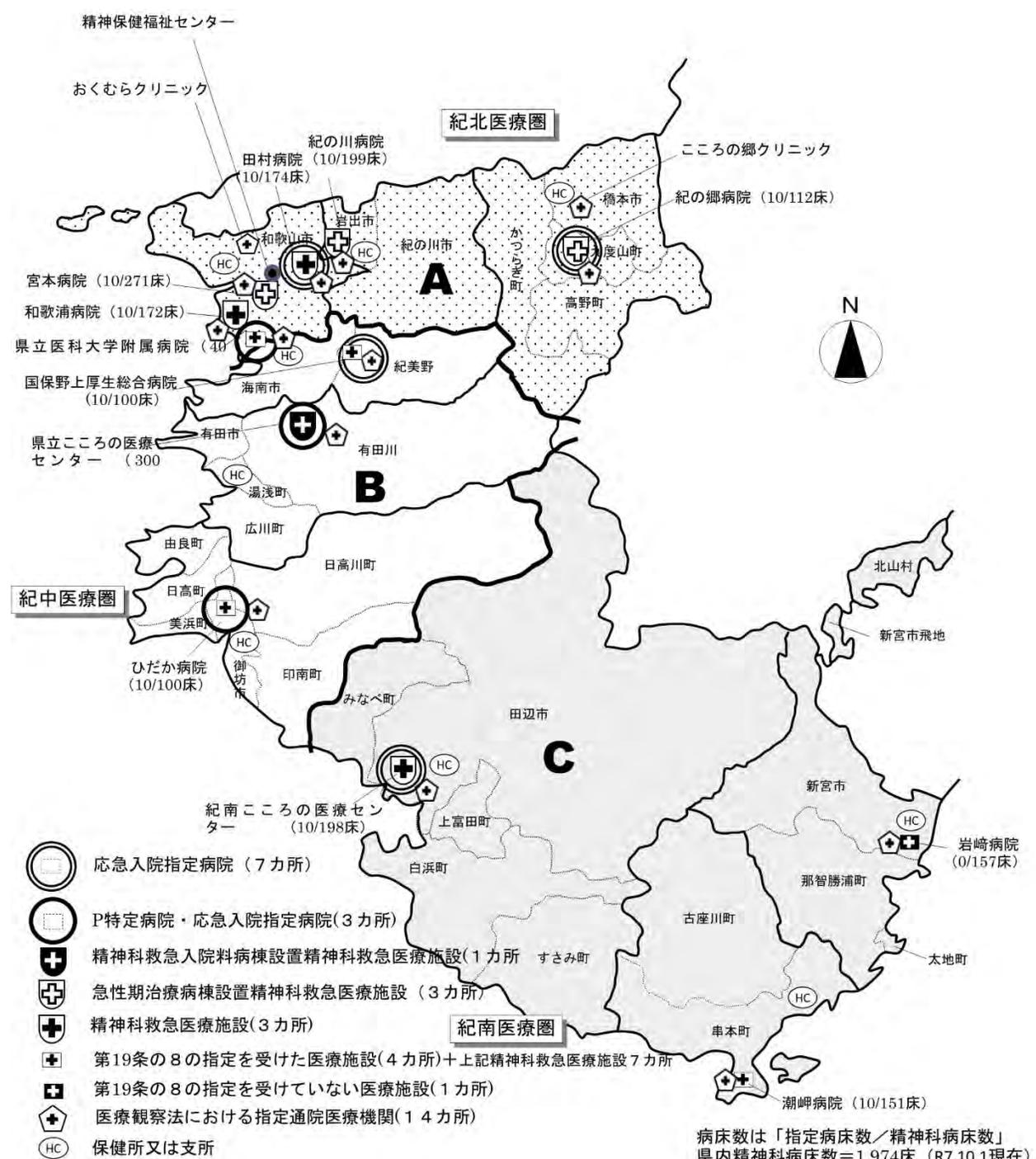
3. 予算確保について

4. 市町村・医療機関への説明

5. 今後の展望

1. 和歌山県の概要

- 人口約90万人
- 県内は「紀北」「紀中」「紀南」に大きく分けられる
- 入院病床のある精神科病院は12か所
- 精神科病院は県の事業に対して協力的
- 訪問支援員の登録は46名



2-1. 入院者訪問支援事業の性質

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和23年法律第123号）

（この法律の目的）

第一条 この法律は、**障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)**の基本的な理念にのっとり、**精神障害者の権利の擁護**を図りつつ、その医療及び保護を行い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）と相まってその社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、並びにその発生の予防その他国民の精神的健康の保持及び増進に努めることによつて、精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする。

2-1. 入院者訪問支援事業の性質

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（地域社会における共生等）

第3条

一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に**参加する機会が確保される**こと。

二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、**地域社会において他の人々と共生することを妨げられない**こと。

三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の**意思疎通のための手段**についての**選択の機会が確保される**とともに、**情報の取得又は利用のための手段**についての**選択の機会**の**拡大が図られる**こと。

2-2. 和歌山県の入院者訪問支援事業の捉え方

入院者訪問支援事業は、

- ① 精神科病院に非自発的入院となることで、どこで誰と生活するかについての選択の機会が制限されている者のうち、面会交流の乏しい者に対して、
- ② 利害関係のない第三者として訪問支援員が訪問することにより、
- ③ 意思疎通のための手段についての選択の機会を確保するとともに、
- ④ 情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大を図ることで、

結果として精神障害者の権利の擁護を図る事業である。

3-1. 予算について

①運営会議及び推進会議

○運営会議（月1回／全12回）

県内の有識者（ピアサポーター）2名分の報償費・旅費、会場費

○推進会議（年1～2回）

精神保健福祉審議会を活用

②入院者訪問支援員養成研修

・国会議等への参加報償費・旅費

・養成研修講師報償費及び旅費

・会場費

③訪問支援員派遣（委託）

・派遣事務費（ベース分）

・訪問支援員報償費及び旅費（訪問1件につき1万円）

・訪問支援員保険料

計 1,724 千円

3-2. 予算の確保

- 財政課との折衝でよく聞かれるのは、この二つ
 - 実施の必要性（任意事業であるが故）
 - 事業の目的、（費用対）効果、アウトカム

説明にあたっては、

- 障害者基本法に基づき、本来意思表示・意思決定はどのような状態でも保証されるべきであるが、非自発的入院があり、解放処遇の制限ができる精神科医療のシステム上、阻害されやすい
- 入院することによって権利が阻害されることから、**最低限の保証**として事業による訪問が必要
- これは、児相におけるこどもの一時保護と同様である
- 既に「こどもアドボケイト事業」を実施している自治体であれば、これと同じ性質のものであることを説明すれば、理解を得やすい

【参考】 こどもアドボケイト事業 (児童の意見形成・意見表明支援事業)

- こどもの権利条約

4つの基本権利 = 「生きる権利」 「育つ権利」

「守られる権利」 「**参加する権利**」

こどもには、自分と関係のあることについて自由に**意見を表明する権利**と、意見を直接聞いてもらえる機会 (**聞かれる権利**) がある。

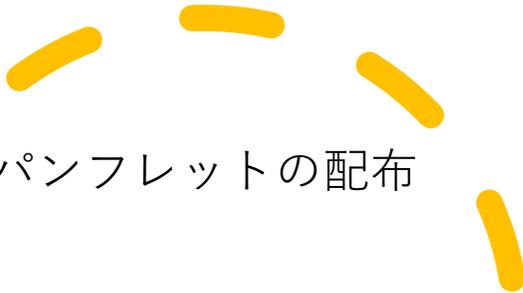
- 令和4年6月 改正児童福祉法公布

一時保護されたこどもの「**意思表明支援**」すなわち「**こどものアドボカシーの仕組み**」を整備するよう都道府県に求める

- 和歌山県では、令和3年度より試験的に事業を開始し、令和4年度から本格実施。



4-1. 市町村への説明



令和5年12月 事業実施通知およびパンフレットの配布

令和7年2月 市町村長同意にかかるアンケート調査

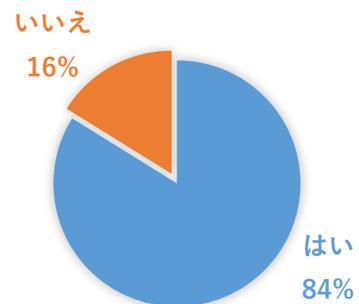
令和7年5月 県内市町村精神保健福祉主管課長会議

令和7年8月 パンフレットの改訂通知

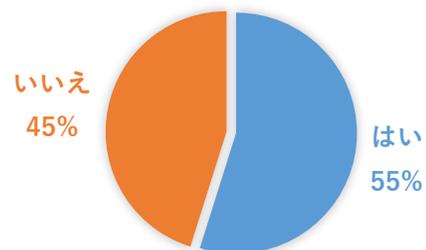
全てにおいて、改訂された「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」に基づき、入院の同意後、速やかに本人に面会しその状態を把握するとともに、面会時にリーフレットを用いて事業を紹介していただくこと、また利用を希望された場合には速やかに本庁主管課に連絡いただくようお願いをしている。

市町村長同意にかかるアンケート調査結果（抜粋）

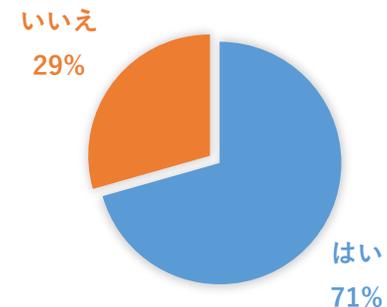
Q1市町村長同意事務処理要領が改訂され、令和6年4月から適用となったことをご存じでしたか？
(N=31)



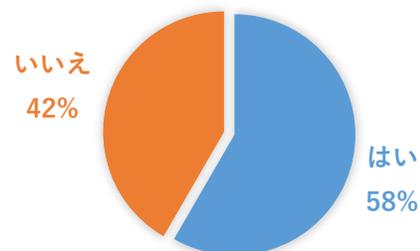
Q2令和6年度に精神科病院から市町村長同意の依頼がありましたか？ (N=31)



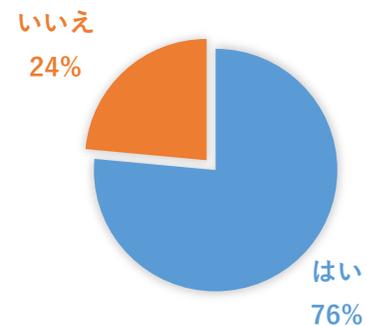
Q3実際に精神科病院で本人との面会や説明を行いましたか？ (N=17)

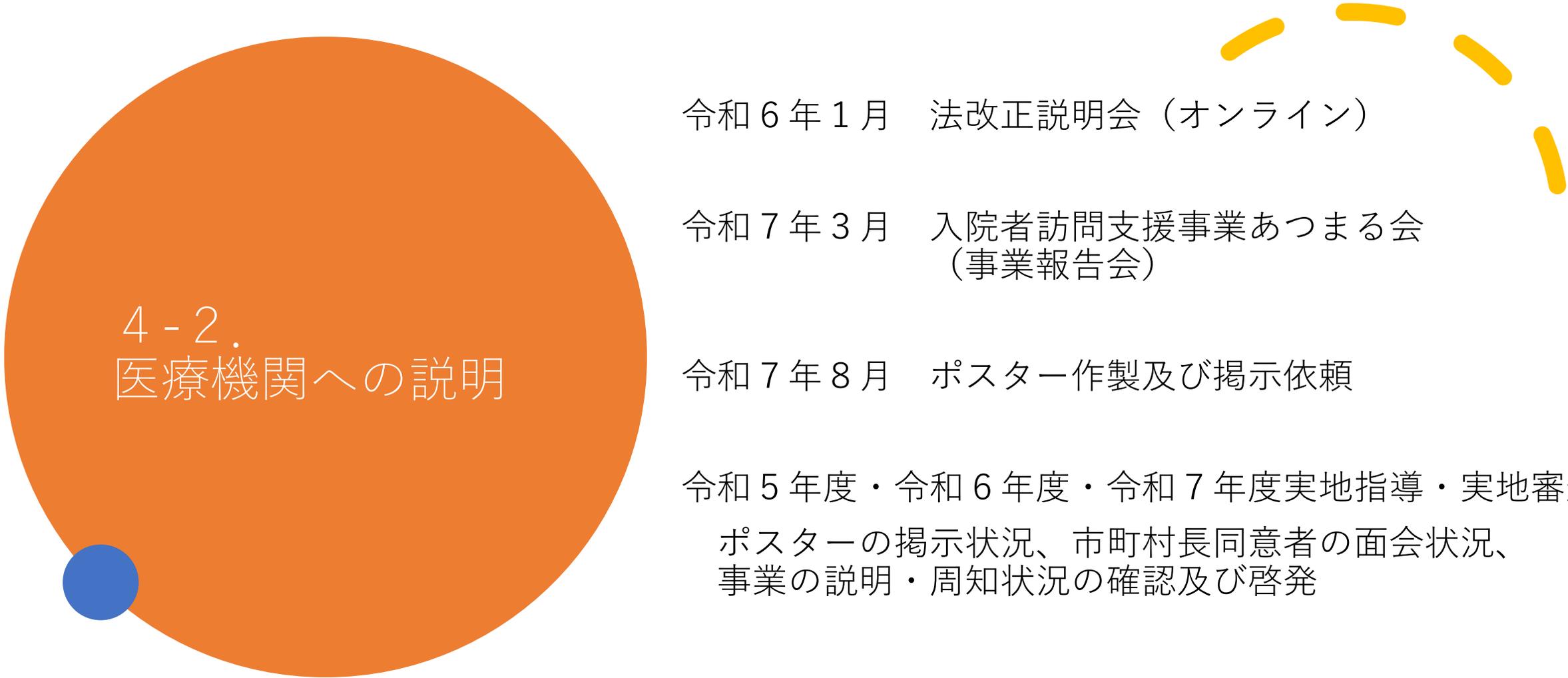


Q4面会時、当該患者に対して、入院者訪問支援事業についての紹介はしましたか？ (N=12)



Q5当該患者が入院後、情報共有や退院に向けた支援にかかわる機会がありましたか？ (N=17)





4-2.
医療機関への説明

令和6年1月 法改正説明会（オンライン）

令和7年3月 入院者訪問支援事業あつまる会
（事業報告会）

令和7年8月 ポスター作製及び掲示依頼

令和5年度・令和6年度・令和7年度実地指導・実地審査
ポスターの掲示状況、市町村長同意者の面会状況、
事業の説明・周知状況の確認及び啓発

あなたの“きもち” きかせてください



対象となる方

和歌山県内の精神科病院に医療保護入院されている方のうち、利用を希望される方

- 利用は無料です。
- 希望に応じて、訪問支援員が病院へ訪問しお話をうかがいます。
- お話いただいた内容は、相談者の許可なく病院スタッフに伝えることはありません。

平日(月～金) お昼 1時～夕方 4時

和歌山県訪問支援チーム「まりねこWA!かやま」事務局

※ 祝日・年末年始はお休みです 通話料がかかります

和歌山県入院者訪問支援事業

つながりをもてるような、かりなほしに
あなたとつながり、かりなほしに

相談は無料です
平日(月～金) お昼1時～夕方4時

サポートされている方へ
ご利用をすすみたい方、希望される方が
いましたら、ぜひご連絡下さい

あなたの想いを受けとめます
あなたの気持ちに寄り添います
あなたのお話を聞かせてください

入院されている方へ

あなたの“きもち”を
きかせてください



対象となる方
医療保護入院されている方で、利用を希望される方
(例えば、市町村民会の方や身辺に会いに来てくれる人がいない方)

和歌山県訪問支援チーム

「まりねこWA!かやま」

のご案内



和歌山県入院者訪問支援事業

ご利用までの流れ

- ① 訪問のお問い合わせ
まずは、お電話ください。ご自分で連絡することが難しい場合は、病院のスタッフ等へ相談してください。
- ② 日程調整
訪問支援員が病院にお伺いする日程を調整します。
- ③ 訪問日時の決定
訪問日時が決まりましたら、ご連絡します。
- ④ 訪問

「まりねこWA!かやま」から訪問支援員が
病院にお伺いします。

※ 専門の診察を受け、和歌山県から選任を受けた人が訪問します



パンフレットの改訂 ポスターの掲示

4-2. 医療機関への説明 のポイント

- 事業は、**利害関係のない第三者**が訪問することで、意思表示・意思決定を支えるためのものである（ニーズ表明が支援の入口的側面になる）
- **傾聴が中心**で、直接的な支援はしないことがスタンダード。支援する人材は病院や地域に存在する。
- 聞いた内容は、本人が望まない限り病院や周囲に伝えることはないが、本人から話せるよう同席したり、本人の希望に応じてスタッフに伝えることがある。
- 構造上、病院スタッフがいくら丁寧に関わっても、**対等な関係にはなりにくい**。スタッフには言えないことを抱える患者は確実に存在するため、利害関係のない第三者の存在が必要。
- 逆に、直接的な支援はスタッフにしかできない。
- 面会は基本的に自由になされるべきであるため、本事業の面会についても、**希望がある限りは受け入れをお願いしたい**。ただ、指定医の指示による面会制限がかかっている場合は、その限りではない。

5. 課題と展望

- 対象者の拡大

現在は医療保護入院者に限定

→任意入院者は、制度上は自由に外部と交流できるはずであるが、事実上孤立無援となっている者がいる。入院形態に関わらず、必要とする者がいる以上、支援の対象とするべき。

- 訪問支援員の活用

令和7年12月現在で16名が訪問を経験しているが、一部の訪問支援員に偏っている。様々な背景を持った支援員がいるため、バリエーションを持たせるためにも、多くの支援員に訪問を経験してもらいたい。

- 訪問体制の充実

本県では、相談から原則10日以内に訪問することとしているが、実際には遅延することが多い。訪問は本人からの求めに応じて行うものであることから、すみやかに調整し、訪問が行える体制を作る必要がある。

ご清聴ありがとうございました

知らないオドロキが色々

聖地リゾート!!!!
Seichi Resort
WAKAYAMA

和歌山